

## ウクライナ情勢の影響に伴う市内中小企業者向けの 「特別相談窓口」を設置します

本市産業支援課及び公益財団法人相模原市産業振興財団に、ウクライナ情勢の影響を受ける市内中小企業者を対象とする「特別相談窓口」を設置し、資金繰り等に関する相談を受け付けます。

### 1 窓口開設日

令和4年3月1日（火）

### 2 設置窓口

次の設置窓口にて、電話及び窓口で相談を受け付けます。

#### (1) 環境経済局 経済部 産業支援課 金融・経営支援班

受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで

（正午から午後1時までを除く）

相模原市中央区中央2-11-15 市役所本庁舎本館5階

電話：042-769-8237

#### (2) 公益財団法人 相模原市産業振興財団

受付時間：平日の午前8時30分から午後5時まで

（正午から午後1時までを除く）

相模原市中央区中央3-12-3 相模原商工会館本館4階

電話：042-759-5600

なお、相模原商工会議所・城山商工会・津久井商工会・相模湖商工会・藤野商工会・神奈川県信用保証協会相模原支店においても相談を受け付けています。

### 3 その他

市ホームページにて、随時、関連情報を掲載します。

問合せ先  
産業支援課  
直通電話 042-769-8237